

大阪母子医療センター建替基本設計業務 質問回答書

番号	表題	内容	回答
1	プロポーザル実施要領 2 業務概要 (2)履行期間及び(4)業務委託費	履行期間が令和6年3月31日とありますが、同日に成果品を納品した場合に年度内に検収をいただくことは可能でしょうか。	令和6年3月30日(土)及び31日(日)のため、納品は令和6年3月29日(金)までをお願いします。検査については、契約後、別途協議します。
2	プロポーザル実施要領 4 資格要件 (9)設計JVについて	「設計JVの場合、構成員も建築士法に基づく一級建築士事務所であること」と記載ありますが、仕様書内業務範囲(2)標準外業務サの業務のみを実施する構成員についても、一級建築士事務所である必要がありますでしょうか。 またその必要がある場合、特記仕様書5.協力事務所届等の提出については、協力事務所はア建築事務所、イ構造事務所、ウ設備事務所のいずれかに該当していれば良いという理解でよろしいでしょうか。	設計JVの場合、代表者は一級建築士事務所の登録を受ける必要があります。4 資格要件(8)の分担業務分野が建築(総合)及び構造、電気設備、機械設備の構成員も同様です。 その他の構成員は、一級建築士事務所の登録を受ける必要はありません。
3	技術提案書作成要領 1 技術提案書の内容 (2)提出様式	提案テーマ1~4について記載する様式9-2は、1テーマにつき3枚以内でしょうか。もしくは4テーマで3枚以内でしょうか。	1テーマ1枚(片面)で、計4テーマ4枚でお願いします。 (作成要領1(2)ウ及び様式9-2を(A3横 計4枚以内)に修正しました。)
4	プロポーザル実施要領 9 業務委託候補者の選定に関する事項 (2)二次審査 2)ヒアリング審査	ヒアリング審査について、事前に提出した技術提案書とは別に、プレゼンテーション用資料を作成してもよろしいでしょうか。また、その資料をヒアリング審査当日に配布することは可能でしょうか。	技術提案書に関連する質問は、回答しません。
5	プロポーザル実施要領 9 業務委託候補者の選定に関する事項 (2)二次審査 2)ヒアリング審査	ヒアリング審査時に、弊社にて準備する備品等ございましたら、ご教示ください。(パソコン・プロジェクター等)	技術提案書に関連する質問は、回答しません。
6	プロポーザル実施要領 9 業務委託候補者の選定に関する事項 (2)二次審査 2)ヒアリング審査	ヒアリング出席者5名に、パソコン操作者は含まないと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	技術提案書に関連する質問は、回答しません。
7	別紙2 業務実施計画書作成要領 2. 業務実施計画書の内容	契約後に作成することとなる業務実施計画書について、業務実施工程表及び受注者管理体制系統図以外の事項は弊社フォーマットで作成しても宜しいでしょうか。	参考様式を示しています。 内容に漏れがなければ、他の様式を使用して構いません。
8	特記仕様書 第2 業務仕様 2. 設計業務の内容及び範囲 サ 運営計画、動線計画、医療機器整備計画、医療情報システム整備計画等の策定等支援	整備後病床数について、特記仕様書5.(14)にて精緻な検証を発注者と協議の上実行とありますが、精緻レベルとしては当センター特有の疾患の市場性や直近の患者状況を踏まえ、将来患者数を疾患別に検証することを想定されていますでしょうか。	ご理解のとおりです。

9	特記仕様書 第2 業務仕様 2. 設計業務の内容及び範囲 サ 運営計画、動線計画、医療機器整備計画、医療情報システム整備計画等の策定等支援	人員について、収支作成のための職種別人員数を作成するのでしょうか、もしくは部門別の人員配置計画を作成することになりますでしょうか。	収支作成のための職種別人員数を作成していただきます。
10	特記仕様書 第2 業務仕様 2. 設計業務の内容及び範囲 サ 運営計画、動線計画、医療機器整備計画、医療情報システム整備計画等の策定等支援	医療機器及び医療情報システム整備計画について、現有品調査など現状調査は不要と考え、病院様より提供いただける資料及びヒアリングより現行設備の移設可否を判断するという理解でよろしいでしょうか。	現有品等の現状調査及びヒアリングは必要に応じて実施していただく必要があります。 現行設備の移設可否は、当センターが判断します。
11	特記仕様書 仕様書 P.3 ケ 近隣建物保障調査	「近隣建物保障調査」とありますが、内容をご教示ください。	病院建替えの影響による近隣建物への補償調査です。
12	評価項目一覧	一次審査の評価点は、二次審査に引き継がれるか、ご教示ください。	評価に関連する質問は、回答しません。
13	様式 3-1(実施要領 5 (1)、8(3)関係)	「企業の業務実績」の機能:ICU の有無を確認する実績証明資料として、図面上に対象箇所を図示することよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
			以下余白